

令和8年度「介護テクノロジー締着支援事業費補助金」

補助要件について

当該補助金の補助要件（補助金交付の条件）となるポイントについての説明です。
サービス種別により補助要件が異なりますので、御確認をお願いします。
詳細については、国実施要綱に記載されていますので、併せて御確認をいただくようお願いいたします。

●導入支援と一体的に行う業務改善支援（対象：全サービス種別）

※詳細は、国実施要綱「4 事業内容」③に記載

以下の(1)又は(2)に掲げる支援を受けることを要件とする。

(1) コンサルティング会社等による業務改善支援

本補助金利用に際し、個別の契約に基づいて以下①～③の支援を受けること

※支援を受けるための費用は補助の対象とする

- ①事前評価（課題抽出）
- ②業務改善に係る助言・指導等
- ③事後評価（導入後の定着支援を含む）等

(2) 介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

介護生産性向上総合センター等が実施する研修、または厚労省（委託事業）が実施する以下①と②又は③を受講すること

- | | | |
|-------------------|---|---------|
| ①生産性向上ビギナーセミナー | } | ①と②はセット |
| ②生産性向上フォローアップセミナー | | |
| ③デジタル中核人材養成研修 | } | ③のみでも可 |

令和8年度の申請開始に先立ちまして、(2)に該当するセミナーのうち、①生産性向上ビギナーセミナー、②生産性フォローアップセミナーの開催が決定しましたので、交付申請をご検討の場合は事前のお申込みをお願いいたします。

詳細は、HP記載のリンクから御確認をお願いします。

※③デジタル中核人材養成研修につきましては、開催が決定次第御案内します。

(2)における介護生産性向上総合相談センターによる研修等については、開催が未定の状態であるため、原則(2)の①と②又は③の受講をお願いします。

●**委員会の設置**（対象：一部サービス種別）

※該当するサービス種別や詳細は、国実施要綱「6 補助要件」④に記載

該当の事業所（サービス種別）は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することを要件とする。

●**ケアプランデータ連携システムの利用開始**（対象：一部サービス種別）

※該当するサービス種別や詳細は、国実施要綱「6 補助要件」⑤に記載

該当の事業所（サービス種別）は、令和8年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用開始を要件とする。

●**「SECURITY ACTION」の宣言**（対象：全サービス種別）

※詳細は、国実施要綱「6 補助要件等」⑦に記載

「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言することを要件とする。

●**業務改善計画の作成及び効果の報告・公表**（対象：全サービス種別）

※詳細は、国実施要綱「7 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に記載

以下（1）および（2）を要件とする。

(1) 業務改善計画の作成

補助金の交付申請時に業務改善計画（別添様式）をメールで提出すること。

なお、業務改善計画の作成や取組の実施にあたっては、介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。

(2) 業務改善に係る効果の報告

補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、業務改善計画に対する効果を都道府県に対し報告を行う。

報告内容や時期については、別途対象者に通知を行うものとする。

【介護生産性向上総合相談センター問合せ先】

委託先：静岡県介護生産性向上コンソーシアム

（代表事業者 株式会社東海道シグマ）

電 話：0120-413-504

メール：seisansei@sigma-jp.co.jp